

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）		機器の較正
担当部局・課	主管部局・課	健康局生活衛生課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	5	生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること
	II	建築物衛生の改善及び向上等を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・ 推薦 ）
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）では、多数の者が利用する建築物の衛生的環境を確保するため、当該建築物の所有者等に対して建築物環境衛生管理基準の遵守等を義務付けている。</p> <p>建築物環境衛生管理基準のうち、空気環境中の浮遊粉じんの量については、測定する際に厚生労働大臣の登録を受けた者（登録較正機関）により較正された機器等を用いることとされている。</p>
関連公益法人名
(財) ビル管理教育センター

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>多数の者が利用する建築物の衛生的環境の維持管理にあたっては、建築物環境衛生管理基準の遵守状況を把握するために空気環境の測定等を実施する必要がある。</p> <p>浮遊粉じんの量の測定については、ろ紙を用いた重量法による測定機器又は当該機器を標準として較正された機器（浮遊粉じん計）を用いることとされている。この浮遊粉じん計は使用に伴い測定精度の維持が困難となるため、定期的に較正が必要となる。</p> <p>また、例年実施している建築物環境衛生管理基準の不適合率の調査によれば、平成 1 6 年度においても、顕著な減少こそ見られないものの目立った増加はなく低水準で推移しており、本事業は建築物の衛生的環境の確保に一定の成果を挙げていると言える。</p> <p>なお、本事業を登録較正機関が実施することについては、本来国が実施する較正事業を、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の登録を受けた者が法令による基準に基づき公正に実施することにより、行政事務の簡素合理化に資しているものである。</p>

(参考 1) 建築物環境衛生管理基準 (浮遊粉じんの量) の不適合率の推移

H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
2.1%	2.2%	1.6%	1.8%	1.9%

(参考 2) 登録校正機関数の推移

年度	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
登録校正機関数	1	1	1	1	1

※平成 15 年度までは指定校正機関の数

評価結果 (事務・事業の必要性)

本事業は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施することとするとともに、当該事業を効率的に運営する観点から、登録校正機関が本事業を行うこととする。

なお、校正機関については、平成 16 年 3 月 31 日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす校正機関であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。

3. 特記事項

--